



意匠登録証

(CERTIFICATE OF DESIGN REGISTRATION)

登録第 1797954 号

(REGISTRATION NUMBER)

意匠に係る物品等

(ARTICLE, etc. TO WHICH THE DESIGN IS APPLIED)

ゴルフ用弾道計測装置

意匠権者

(OWNER OF THE DESIGN RIGHT)

兵庫県尼崎市南塚口町五丁目14番12号

株式会社GPRO

意匠の創作をした者

(CREATOR OF THE DESIGN)

川本 秀昭

出願番号

(APPLICATION NUMBER)

意願2024-025000

出願日

(FILING DATE)

令和 6年12月 3日 (December 3, 2024)

登録日

(REGISTRATION DATE)

令和 7年 4月25日 (April 25, 2025)

この意匠は、登録するものと確定し、意匠原簿に登録されたことを証する。

(THIS IS TO CERTIFY THAT THE DESIGN IS REGISTERED ON THE REGISTER OF THE JAPAN PATENT OFFICE.)

令和 7年 4月25日 (April 25, 2025)

特許庁長官

(COMMISSIONER, JAPAN PATENT OFFICE)

小野洋太

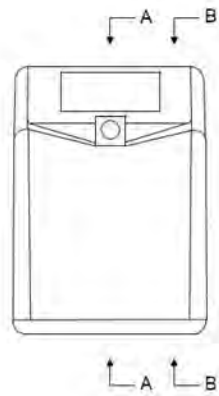


(19) 【発行国】日本国特許庁(JP)
(45) 【発行日】令和7年5月8日(2025.5.8)
(12) 【公報種別】意匠公報(S)
(11) 【登録番号】意匠登録第1797954号(D1797954)
(24) 【登録日】令和7年4月25日(2025.4.25)
(54) 【意匠に係る物品】ゴルフ用弾道計測装置
(52) 【意匠分類】J1-000
(51) 【国際意匠分類】Loc(14)Cl.10-04
【Dターム】J1-000VZA
(21) 【出願番号】意願2024-25000(D2024-25000)
(22) 【出願日】令和6年12月3日(2024.12.3)
(72) 【創作者】
【氏名】川本 秀昭
【住所又は居所】兵庫県尼崎市南塚口町5-14-12 株式会社GPRO内
(73) 【意匠権者】
【識別番号】511037447
【氏名又は名称】株式会社GPRO
【住所又は居所】兵庫県尼崎市南塚口町五丁目14番12号
(74) 【代理人】
【識別番号】100170025
【弁理士】
【氏名又は名称】福島 一
【新規性喪失の例外の表示】意匠法第4条第2項の適用申請が有りました。
【審査官】蓮 遥子
(55) 【意匠に係る物品の説明】本物品は、ゴルフプレイヤーのスイング練習に用いるゴルフ用弾道計測装置であって、ボール認識エリアを構成する内蔵のセンサと、ゴルフプレイヤーのスイングを撮影するカメラと、センサにより測定したゴルフボールのボールスピードやランチアングル等の測定結果を表示するモニタを備える。本物品は、上端後方が突出していることから、ゴルフプレイヤーが、片手で本物品を携帯することが出来る。ゴルフプレイヤーが、ゴルフボールを設置するティー領域の真横に本物品を設置すると、本物品は、センサによりボール認識エリアを構成し、ゴルフボールの設置を認識することが出来る。ゴルフプレイヤーが、ゴルフクラブでゴルフボールを打った際に、本物品は、センサによりボール認識エリアでゴルフボールの飛行を検知して、ゴルフボールのボールスピードやランチアングル等を測定し、その測定結果をモニタに表示する。本物品は、携帯端末装置やディスプレイ装置に有線又は無線で接続することで、測定結果を表示したり、カメラで撮影したゴルフプレイヤーのスイングを表示したりすることが出来る。
(55) 【意匠の説明】実線で表した部分が、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分である。
【図面】

【斜視図】



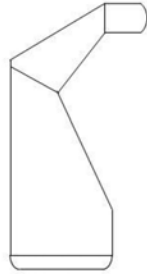
【正面図】



【背面図】



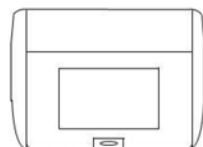
【右側面図】



【左側面図】



【平面図】



【底面図】



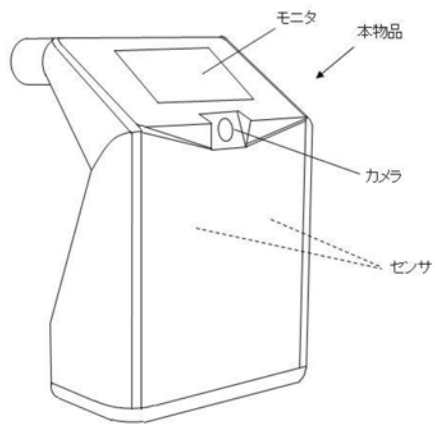
【内部構造を省略した A－A 線断面図】



【内部構造を省略した B－B 線断面図】



【各部の名称を示す参考斜視図】



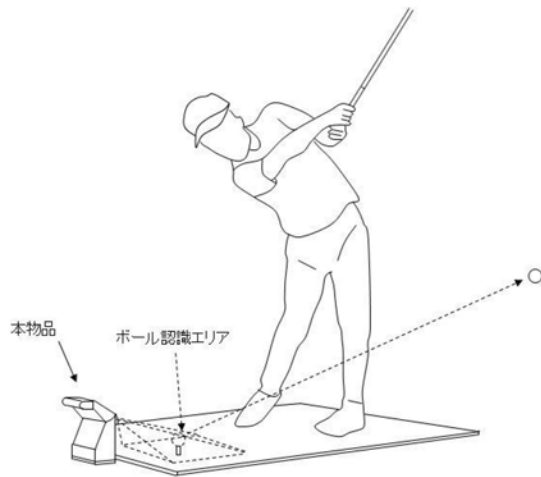
【使用状態を示す参考図 1】



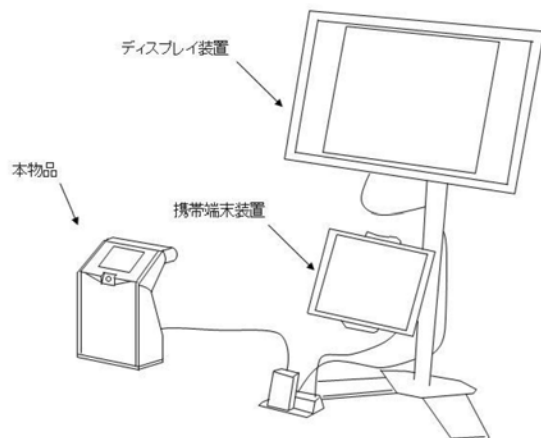
【使用状態を示す参考図 2】



【使用状態を示す参考図 3】



【使用状態を示す参考図 4】



(56) 【参考文献】意登 1 7 7 2 8 5 9

(56) 【参考文献】意登 1 7 7 2 9 1 7

(56) 【参考文献】なぜ、ツアー選手やゴルフメーカーはGCシリーズを使用するのか 答えは、計測データに信頼があるから、2 頁、(特許庁意匠課公知資料番号RC04009651)

(56) 【参考文献】なぜ、ツアー選手やゴルフメーカーはGCシリーズを使用するのか 答えは、計測データに信頼があるから、4 頁、(特許庁意匠課公知資料番号RC04009652)